

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年5月8日（木曜日）
開会 午前10時 0分
閉会 午前11時19分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三 上 周 治	副委員長	小 西 利 一
	委 員	太 田 善 介	委 員	荒 木 将之介
	委 員	深 見 昌 宏	委 員	加 藤 保 博
(欠席)	委 員	小 川 進 一		
(その他出席者)	議 長	村 木 理 英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同庶務調査係主事	柴 田 美緒子

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
産業部長	西 川 茂	農林課長	中 山 知 輝
農林課主幹	村 上 敏 行	企業誘致商工振興課長	重 信 憲 男
建設部長	平 田 壯太郎	建設部参与	大 田 昇
土木課長	矢 木 武 司	建築住宅課長	林 輝 昭
環境水道部長	西 村 佳 子	環境課長	高 谷 直 樹

6 報告事項の結果

報告事項

- (1) 代行耕作事業について
- (2) 加工用桃試験栽培事業について
- (3) プレミアム付商品券事業について
- (4) 主要路線・河川の整備状況について
- (5) 総社市公営住宅等長寿命化計画（改定）について

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午前10時0分

○三上周治委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち、小川委員から欠席の届出がありました。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項の（１）代行耕作事業について当局の報告をお願いします。

農林課長。

○中山知輝農林課長 それでは、報告事項（１）代行耕作事業について御報告をさせていただきます。

本件につきましては、耕作できない、またできなくなる農地の活用やマッチングを促進することにより、遊休農地や耕作放棄地の解消を図ろうとするものでございます。さらには、代行ネットワークの活用により、条件不利農地や、土地所有者の諸事情によりマッチングができない農地の耕作等を実施し、将来的には地域の農地の集約化等を目指していこうとするものでございます。

資料１ページの左側を御覧ください。

総社流の農地バンクの整備と記載しておりますが、従来の流動化施策を促進しつつ、農地流動化制度に結びつかない農地について、農作業を依頼したい方と農作業を実施できる方のニーズをマッチングさせるための土台づくりを行いたいと考えております。

農地バンクの整備や情報収集、マッチングを進めていくと、不整形や区画の狭い農地、土地所有者の事情などの理由により貸借契約に結びつかない農地、機械が壊れて一部の作業が実施できないなどにより耕作に何らかの課題がある農地が出てくることが想定されます。こういったところを全部委託または一部委託により代行耕作事業で対応できればというふうに考えておるところでございます。

代行耕作事業のフレームとしては、そうじゃ地食べ公社とＪＡを中心に営農組合、農業法人、大規模農家、一般農家、新規就農者、企業等から成る代行社中、代行ネットワークを形成いたしまして、この組織により耕起や田植などを受託し、マッチングができない農家を支援しようとするものでございます。

しかしながら、条件不利農地は狭小や不整形、進入路や水路の問題などを抱えている場合が多く、一般的な委託料金では見合わないため不足するであろう人件費や機械配送等に係る経費等を本事業によって補うことにより、委託事業として成り立たせるとともに、農家の負担軽減も図っていきたいというふうに考えております。

また、資料の右側中央に、主な作業料等につきまして併せて記載をさせていただいておりますが、作業委託料は現状では地域や出し手や受け手農家の契約により大きく異なっているため、代行社中で行う一般的な作業受託料としては定めておりますが、参考価格としてお示しをしていきたいというふうに思っております。

少し下のあたりを見ていただきますと、自作、農地賃貸借、作業委託について、農家、土地所有者と代行者における整理の概略を表にさせていただいております。

流動化等の貸借についてですが、所有者は農地を代行者に耕作してもらい、収穫物は代行者の物として扱われ、契約によっては所有者に小作料等が支払われます。代行者にとっては規模拡大が図れるといったメリットがあります。

作業委託につきましては、所有者が必要な作業を委託し、代行者に委託料を支払います。委託業務であるため、生産物は所有者のものとなります。

2 ページを御覧ください。

代行耕作事業の大まかな流れについて記載をさせていただいております。

流れとしましては、資料の①登録申請にありますように、農作業を代行できる方は、あらかじめ市、そうじゃ地食べ公社等で登録をさせていただき、そうじゃ地食べ公社とJAを事務局として代行耕作事業のネットワークを形成いたします。各地域の農地については、できる限り各地域の方に行っていただきたいと考えておりますので、今後、より多くの方にネットワークに御参加いただきたいというふうに考えております。

次に、②申込みで、土地所有者は市またはそうじゃ地食べ公社へ作業依頼の申込みを行いまして、農地の情報はJAにも提供いたします。

その上で、③調整で、農地の条件等を確認し、そうじゃ地食べ公社とJAは代行ネットワークから耕作者の候補を検討していただきます。

続いて、④現地確認ですが、候補者が決まりましたら現地確認などを行っていただき、農作業を受託していただけるかどうかを決めていただきます。受託可能となればマッチング成立となり、受託できないようでしたら他の方を検討させていただくことになります。

マッチング成立となりましたら、代行耕作に進み、耕作者と土地所有者が打合せの上、農作業を実施していただきます。

農作業が終わりましたら、土地の所有者へ作業料金を請求し、土地の所有者が代行耕作者へ金額を支払っていただくようになります。また、条件不利用地は、上乘せの作業料金を考えております。

以上が代行耕作事業の大まかな流れとなります。

代行耕作事業については、現在、営農組合や大規模農家等で組織する吉備路水田農業大規模経営体ネットワークや農業委員会総会等で御説明や意見交換等を行っておりまして、代行ネットワークを構成する大規模農家の皆様の御協力、またその日程調整等が早めにいただけるようであれば、できるだけ早い時期にこの事業を開始していきたいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 これ、現状で、代行業者の委託料により経費等を支援というところがありまして、今実際にその代行でやられてる方、代行社中を通さない状態でやられてる方もおられると思うんですけども、その辺との整合性というのはどうなっていくものでしょうか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 代行事業につきましては、各営農組合等におかれましても、あとそうじゃ地食べ公社やＪＡとかでも現在行われております。その金額については、本当に地域性を考慮したり、その地域の単価とかもありますので、その辺はちょっとまちまちにはなっておるところでございますが、今回この事業として定める基本的な金額としては、そうじゃ地食べ公社とＪＡが受託事業としてやられてるあたりをちょっと調整させていただいて、目安として定めさせていただこうとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 例えば、代行で現在やられてる方が、その代行社中のほうが安いからそっちに回すとか、そっちのほうが実入りがいいとかという話が出てきたりするような気はするんですけど、その辺の何か対策とかありますか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、委員おっしゃられるとおり、その金額の高い低いでその辺の選択というのは出てこようかと思います。ただ、やはり近隣で知ってるからちょっと安くされてたりとか、そういう地域のそれぞれの事情とかもございまして、あくまで今回お示しするのは基本、参考値として定めさせていただきまして、実際にはその耕作をされる方と所有者の方が、先ほど申し上げたそのスキームの中で打合せをする中で最終的には決めていただきたい。そこが条件不利の場合については、この事業を通じて加算分を補填するような意味合いで考えておるところです。

以上です。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 もう一個だけ。金額もそうなんですけども、その土地的に、例えば今、代行しているところの土地があるから広く取れてて、一面隣り合う田んぼでやらせてもらっている状態できてたもの、飛び地になってて、ここもやれるから全部やってますという状態のところ、例えば代行社中が入ってきて、分割されてやりづらくなるとかというパターンとかも考えられると思うんですよ、その場所によっては。結局、契約するに当たってそういうところを考慮しながら、ヒアリングしながらやってもらえるのかどうかだけ教えてもらってもいいですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、そのあたりにつきましては、できるだけやはり集約したほうが経営者にとって有利でありますので、そういったところは配慮しながら、さらにはその代行すると

ころでも、さらに周りも集約化していけるような方向になるような調整は図っていければというふうには考えておるところです。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 ちょっともう一個だけ。これ集約化ということを言われてるんですけど、例えばその代行社中のほうで借りた田んぼ、委託を受けている田んぼなりがあったときに、例えばその全然外れたほうの田んぼと入れ替えてこっちで耕作しますよとか、その実際の集約化の流れというのもやっていただける形になるんでしょうかね。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、そのあたりにつきましてはやはりちょっとケース・バイ・ケースというところもあるかと思いますが、可能な限り集約は図っていきたいと思っております。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 大体流れは分かったんですけど、そうじゃ地食べ公社、J A、総社市が仲介するような形、だから要は土地の持ち主が総社市なりそうじゃ地食べ公社に相談に行くなりして、そこから代行業者へ橋渡しをするという仕組みでよろしいんですかね、これは。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 その場合、中間に、まあ情報共有って書いてあるんですけど、橋渡しするのに、そこに対してその手数料とか、そういうお金は発生しないのかということと、それと今、先ほどから出てる、農地を持ってる方と代行業者との話合いの中に、例えばこれそうじゃ地食べ公社が入ったらそこに介在して一緒に話合いをされるのかどうかということ、取りあえずそれで、すみません、お願いします。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃられるように、橋渡しをするのに係る人件費というようなものも委託料の中で見させていただければというふうに考えております。あとまた、実際にその農地と代行者との話合いについては、そうじゃ地食べ公社やJ Aの職員等がその場へ行って一応その調整とかということも考えておりますので、そういった部分の人件費も発生するかなというふうに思っております。ここについても委託料の中で見させていただければというふうに思っております。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 先日ちょっと数人と、名前は言いませんけれど、場所も言いませんけれど、農地を持っておられる方とお話をさせていただく中で、そういうふうにしていきたいんだというような話を伺いまして、そこら辺の手続ですよね、手続を総社市のほうに、農林課のほうにお願いすると

かそうじゃ地食べ公社のほうに持っていくとかというような流れだと思うんですけど、そのときに草刈り等の話がいろいろ出てまして、それも代行業者に、例えばその農地の草刈りはええんですけど、近隣のその地域におられる数人の方が一緒に使ってる池ののり面の、そういうのも代行業者がオーケーすれば、そういうところは、これ話の内容がちよっとずれるかもしれませんが、そういうところも業者と地域の人との話合いの中で代行、間に入られる例えばそうじゃ地食べ公社なんかがそういう話も入っていただけるんですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、草刈りについてはやっぱりいろんな地域で多くの声をお伺いしているところでございます。各経営体のほうとも意見交換する中で、そういった話についても実際にお話は伺っておるところなんですけれども、ひとまず、まずは代行、耕作をするという部分をしっかりやらせていただいて、その上でやはり農地ののり面であるとかそういったところの草刈りについても当然課題が出てきますので、そのあたり、当然その受けられる経営体と受けられない経営体、まあ経営体の規模とかその労働力によっていろいろな差が出てきますので、そのあたりは登録いただいた皆さんと今後ちょっと御相談させていただかないといけないかなというふうに考えておるところです。

あと、池ののり面については、ちょっと田畑の維持、まあ広く言えば関係あるところなんですけれども、今回この事業ではそこはちょっとすみません、想定をしております。

以上でございます。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 どっちにしてもこういう代行耕作事業というのは今後進めていかざるを得ないという、まあ全国的にそうだと思うんですけど、本当に総社市は先進的にいろいろやられますので、トラブルのないようにぜひ進めていってください。よろしくお願いします。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 いい考えだと思うんですけど、例えば5反の田んぼを持ってる農家がこの代行に預ける場合、1反当たりセットで12万円だから、年間60万円ですね。ここにも書いてあるように6俵取れたとして、今の相場が2万4,000円だとしたら、5反取ると72万円の粗利が出ますよね。60万円と72万円だから12万円増えるわけなんで、その60万円をどこの時点で払うのか。その売り上げたお金の差引きで12万円利益が返ってくるのか。こういう単純計算と、あとこれ見ると、肥料代とか除草剤は別ですよ。となると、今度は赤字になるんですよ。赤字になった場合は追い金を払わないといけないですね、農家が。預けながら、またそういうものを払わにやいけん、そして水の管理もせんといけん、そこの田んぼの所有者が草刈りもしないといけない。そうなったときには農家のほうにすごい負担が来て、預けとる意味がなくなるんですよ。そういうことも一切合財、草

刈りも水張りも途中の水やりも、そういうものも全部ひっくるめての話ならまあ分かるんだけど、今、農地流動化推進員に預けている人はもう一切合財全部預けて、収穫ももうもらわなくて、田んぼの管理だけをしてもらってるんですよね。その契約上で、うちは少しお米が欲しいんだということで家族分の2俵もらったりとか3俵もらったりをもらってるんですけど、お金のやり取りじゃなくてね。そこの現状が今ある中で、それをできなくて、そうじゃ地食べ公社とかに預ける場合、点々とした田んぼに、どこから誰が来てやるんか分からないですけど、機械耕作持ってきて時間をやるというのも非効率だし。そういう、システム的にはこれよく考えられてると思うんだけど、細かいところを詰めていくと農家の負担が結構かかるような気がするんですけどね。その辺は細かくやっとなされるかな。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 小西副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

確かに当然米価が幾らになるかというところで、この費用対効果といいますか、その部分は大きく異なってくるかなというふうには感じております。さらに、その差額の部分で肥料代であるとかそういった経費を賄うというところでございますので、そういった部分についてはその物価の上昇の状況であるとか、そういったところにある程度は左右されてくる事業かなというふうな理解はしておるところです。

ただ、いずれにしても農家の方に、地域計画で各地域を回らせていただく中で意見聞く中では、多少の持ち出しがあっても農地を維持したいというようなお気持ちの方もたくさんいらっしゃいますし、そういった中でどういう形でこの事業、あと条件不利な農地を守っていくかというところで一つ制度設計をさせていただいておりますので、あとその水管理であるとか草刈りの部分についても、各地域の経営体の皆様と御相談、お話しする中では、そういったところもできる部分はできるし、これ本当に地区によってルールがすごく、特に水管理とかですと大きく異なっておりまして、そういったところはちょっとこれから実施する中で幾つか課題は出てくるとは思っておりますけれども、そういったあたりはちょっと課題解決できるような方法を今後またさせていただけたらというふうに思っておるところです。

以上でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 ありがとうございます。確かに細かい田んぼがあちこち分かれてたら草刈りするだけでも半日ぐらいかかるし、水の管理も、簡単に水が入るところならいいんですけど、バルブで入れて緩めても、また次、止めに行かないといけませんね。田んぼの大きさによっては1時間入るところ、2時間かかるところ、3時間、もうそれ一日中ぐるぐるぐるぐるの水の管理せんといかんわけですね。今も現在、農地流動化推進員から、預かってやってる人はもう田んぼいっぱいやってるんですけど、もう水の管理ができないということで大きい田んぼにしたいということで地域計画もやっとなついているんですけど、その辺の細かい作業って、米農家いっぱいあって、大変なこ

とが残ってます。こういう見える話だけではなくて、先ほど言ったように地域によってルールが細かくあったり水当番のこともあったりするんで、なかなか作業が難しいと思うんですけど、まあ大まかなこういうのがシステムのできれば、後はいろいろ検討していく課題があるんですけど、うったてとしてはこういうもんかなと私は思ってるんですけど。あと、詰めるところが非常に大変だと思います、これ個々に、全部。

○三上周治委員長 答弁要りますか。

○小西利一委員 （続）まあ、何かあれば。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、詰めるべきところ、本当に実際にやってみて細かい課題は出てくるかなというふうに思っておりますので、その辺も地域地域、その地域の農業者の方の御意見もお伺いしながら、また土地の所有者の方の負担ができるだけ軽減されるようなことも考えながら、この事業を進めさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○三上周治委員長 加藤委員。

○加藤保博委員 水のことでお聞きしようと思ってたんですが、今請け負ってやられてる方、まあいろんな方を知ってるんですけど、小西委員も太田委員も言われましたけど、水ですね、ここにあるのは土地の所有者が水張りをすると何かで、地元にはいない人もいっぱいいるわけなので。そうでしょう、現実。それから、お年寄りの人も。できないから人に任せてる。いずれ、その今大規模農家に任されてやってる人もお年を召されたら、そのときにこういうことはもう必要ですけど、それまでにその人が主になって、1人か2人の人がとある地区をもういっぱい請け負ってやってるんです。そこへ行く便に草も刈ってる、ほかの。それが地域のコミュニティといえは大げさですけど。あと、溝掃除。あそこの地域の人が来て農業用水もやってる。この任されたところの人もそこに行かないと、それはまたそれでトラブルも起きる。だから、煮詰めていって小さいこと言ったら本当に大変だと思いますよ。それから、今やられてる方、営農組合とかという大きなところじゃなくて個人で請け負って、よし、わしがやったるわ、元気なうちはと言いながら、しんどいしんどい言いながら、行く途中の草も刈りながら、溝も掃除しながら、全部よその人です。そこの地域のためにやってる方との整合性です、太田委員もさっき言われましたけど。だから、慎重に、慎重に。本当にお金をもらってないんですよ、小西委員が言われたように。もうあのおばあさんできないからやってるんだとかという。まあ気持ちなんかをいただいてるだけぐらいでやられてる方がおられるんで、そこへお金をもらう人、よそからお金をもらうがために来た人と絶対何かがありますので、慎重に進めていただきたいと思います。

以上です。

○三上周治委員長 質疑になってないんですけど、答弁何かできますか。

（「いや、もういいです」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 今回 J A が絡むということなんですけども、例えばこの農地賃借した場合とかで必ず J A にお米を卸さないといけないとかということがあったりするんでしょうか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 J A に必ず出荷ということは、今、求めるつもりはないです。

以上です。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 じゃあ、別にあれですね、好きなところに、例えば米価が高いところに売っても大丈夫ということですね。分かりました。

あともう一個。これ今、田んぼの話だけされたと思うんですけど、これ例えば農地、果樹なりほかの食べ物、ソバであったりとか豆であったりとかというのを計画して、代行社中のほうが計画して、田んぼからほかの作物に転作するみたいなことをする計画とかあったりするんでしょうか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 この代行社中におきましては、ひとまず水稻をメインにというふうに考えております。ちょっと本日、もう一件の報告事項のほうで、果樹であるとかそういったところについてフォローしていきたいというふうに考えておりますので。

以上でよろしいでしょうか。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(2)加工用桃試験栽培事業について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 報告事項(2)加工用桃試験栽培事業について御報告をさせていただきます。

本事業につきましては、加工用桃について、植栽から収穫までに要する経費、作業時間、さらには一連の流れをマニュアル化するため、試験栽培を実施しようとするものでございます。多くの市民が将来的に加工用桃の栽培に取り組むことで、本市における耕作放棄地を減らすとともに、市の特産物である桃、また加工用桃の流通を促進し、もうかる農業を推進することを目的としております。

試験栽培においては、手軽に加工用桃を栽培することと、収益性の高い事業にできることを検証してまいりたいと考えており、確実な検証結果が得られるよう、栽培並びに販売についても専門的知見を有する晴れの国岡山農業協同組合へ委託し、生産組合、農業者やそうじゃ地食べ公社に事業を実施していただくというふうに考えておるところでございます。

栽培面積は1.5ha程度を予定しており、試験栽培の期間は5年間、収穫時期が5月から6月で、袋がけなどもなく、管理や収穫などが簡単で、加工用桃に適した品種を植栽し、栽培管理、鳥獣害対策、収穫などについて複数パターンで実施していただき、最終的には、よりコストパフォーマンスに優れた栽培方法等について一連の作業のマニュアルを作成していきます。マニュアルについては、一般の農家の方も分かりやすいものとし、完成後はこのマニュアルを基に加工用桃の栽培を広げていきたいというふうに考えておるところでございます。

予算につきましては、令和7年度から令和11年度の5箇年、全体で1,000万円となっており、植付けや有害鳥獣対策等が必要な1年目が400万円、以降は各年度150万円の事業費を見込んでおるところでございます。

総社市の桃は、全国的にも高品質と言われており、さらには加工用桃への引き合いも多いことから、農家の方が収益性が見込める事業として取り組んでいける可能性も高いと思いますので、よりよい事業として普及していけるよう関係団体としっかり協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上、御報告とさせていただきます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 今回検証を行って、成果ですね、マニュアル作成であるとか平均的な収支を出していこうということなんですけど、検証に入るに当たっては当然その収支の見込みがある程度はあるからということだと思えるんですけども、当然それがあって始めるということによろしいんですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、桃の生産組合等に加工用桃のおおむねのその反収といいますか、そのあたりは調整させていただいて、伺いしております、まあちょっとここで金額申し上げるのはどうかとは思いますが、最低でも反収30万円以上、経費を差し引いた収益部分で、成木になって収穫が最大化すれば50万円とか60万円ぐらいは見込めるのではないかというふうには伺っているところでございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 すみません、桃ってずっと何かこう消毒をしていかなきゃいけないイメージがあるんですけど、例えば先ほど言われました30万円、50万円の収益が上がるというときに、それは人件費とかを差し引いた状態と考えていいですか、それともそれは含まないって考えればいいですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 農業の場合、人件費をどう含むかというところが一つあるかと思いますけ

れども、いわゆる一般的な農家が算出する部分での収益が30万円から50万円程度ということで理解しております。なので、ちょっと、どう言えばいいですかね。ベースとしてはその労働時間とかで、時間単価で云々みたいなことは基本あんまり含んでないですね。給与ベースみたいな形では含まれてないです。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 何となく言われてることは分かるんですけど、例えばそのパーセンテージ的に何割が人件費でかかる、完全にその経費を引いた金額って言われると、もう完全に人件費がよく分からないんで、例えばそこで人的リソースがどのぐらいかかってみたいところが分かれば、ちょっと教えてもらっていいですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、ちょっとすみません、その具体的な数字は今持ち合わせておりませんが、この加工用桃につきましては極力その労働時間を減らすということが一つの、先ほど御説明もさせていただきましたテーマとなっておりまして、一般の方がサラリーマンをしながらでも携われるぐらいの労働力で実施するということが、そこを目安に取り組もうとしておるところです。ですので、先ほど申し上げましたが、5月、6月ぐらいに収穫を週末だけで行う、袋かけもしない。普通の贈答用の桃とかですと、いい桃をつくるために摘果をしていったりしますが、そういった作業もしない。その上で労働時間を極力減らして実施するということを目標にしておるところでございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 結構、家庭で育てておられる桃とかも、やっぱり専門的な人に消毒をしてもらわないと実をつけないパターンというのをよく聞くんですね。まあそれは品種によるんかもしれないですけど、例えばそれが今回の桃で言うと、あまり消毒もせずにはあったらかしにしないと実がつくんだというレベルのもんなんか、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、消毒も当然必要だったり、受粉の作業というか、そういうことは当然必要にはなってきますけれども、そのあたりをいかに省力化できるか、総社もも生産組合であるとか吉備路もも出荷組合、総社市には大きい組合がありますけれども、そういったところの知見をいただきながら取り組んでいく。今回のこの事業によって、どの程度なら省いても構わないのか、どこまでが必要なのかというところを検証していきたいというふうに考えております。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(3)プレミアム付商品券事業について当局の報告を願います。

企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 それでは、報告事項（３）のプレミアム付商品券事業について御説明いたします。

４ページにあります資料３を御覧ください。

プレミアム付商品券事業につきましては、物価高騰に苦しむ市民への支援と、市民のこれまでの支えに対する感謝の意味も込め、プレミアム付商品券を発行し、市内事業所での商品券利用により地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

商品券の名称を市制20周年記念ありがとう商品券としまして、プレミアム率40%で、１冊5,000円で7,000円分の商品券を１人２冊まで購入することができ、全市民を対象に販売いたします。

販売期間は８月２日から１月31日、使用期間は販売開始同日の８月２日から来年の２月28日までの予定としているところでございます。購入引換券につきましては、７月中旬頃の発送を予定しております。

販売場所につきましては、市役所、各出張所、各公民館、リブ総社店を予定しております。なお、市役所については、販売当初１週間ぐらいはチュッピーホールでの販売を予定しており、それ以降はエントランスホールでの販売を予定しております。

取扱店舗につきましてはこれからになりますが、公募により登録を進めてまいります。あわせて、市内の小規模事業者利用促進としてとくとくキャンペーンの実施も予定しております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 最後のとくとくキャンペーンなんですけど、これ要は市内の小規模事業者促進なので何か差別化だと思うんですけども、どういったところで差別化を図るかというようなお考えがありましたらお聞かせください。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 とくとくキャンペーンは、委員言われましたように小規模の事業所の方に参加していただいてもらうところございまして、このとくとくキャンペーン参加事業所の方については店舗にステッカーでありますとか、あとはホームページ等を利用して参加事業所というのが分かるように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 告知、通知の方法はそうなんですけど、とくとくキャンペーンはあれですかね、そうじゃ吉備路マラソンのときにやっているような、ああいうものだというふうに考えていい

んですかね。要は、ユーザーにとって何かメリットがあるのかどうかというところで。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 すみません。内容ですが、総社商工会議所と総社吉備路商工会が中心になってやっていただくところございまして、実施期間は販売開始と同時にスタートという形で、約3箇月間実施する予定でございます。

内容についてですが、参加事業所の方の自己負担による独自サービスがあったり、またそのとくとくキャンペーンに参加した店舗で購入された方には賞品が当たるような抽せん券を配布しまして、また抽せん会をして商品が当たるということになりますので、そのキャンペーンに参加した事業所のほうで買物等をしていただけたらというふうに思っており、PRのほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 プレミアム率40%なんで、市民7万人で、1万円で買い、1万4,000円だから、4,000円掛ける7万で2億8,000万円が市の持ち出しになるんですかね、全員買ったら。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 この商品券事業の全体の事業費でございますが、まず全体の事業費が事務費等も含めまして約10億1,900万円というふうになっております。そのうち、国の交付金のほうが1億7,600万円ぐらいあります。それと、購入される方のそのお金が入ってきますね、それを引いて残った大体1億4,000万円ぐらいが市の持ち出しというふうになっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤保博委員 すみません、ちょっと念のためにお伺いしますが、全市民というのは外国の方も対象になりますか、市内在住でしたら。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 委員が言われましたように、外国の方も対象となります。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 これって、逆にこの市内の小規模事業者等が受け取るようなことになってるんですけど、どういうふうな申請をすれば、そのとくとくキャンペーンの商品券の受け取りができるようになるのでしょうか、お店自体の。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 とくとくキャンペーンに参加される事業所の方についてです

が、事業所の募集はこれからというふうに御説明させていただきましたが、そのときに併せてとくとくキャンペーンに参加しますというふうな形を取っていただきまして、もともと普通の、普通のというのはおかしいですが、事業参加と併せてとくとくキャンペーンに参加しますよということを申請していただきまして、それをもってこちらのほうでとくとくキャンペーン用のチラシ、ステッカーとか、PRを進めていこうと思っております。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 例えばそれで参加事業者になりましたってなったときに、この商品券を換金する時期、小規模なところであると月末に欲しいとかいろいろあると思うんですけども、その辺ってどうなるんですかね。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 換金の事務につきましては、販売当日から利用があって持ってこられても、すぐには換金できません。事務手続がありますので、できるだけ早く換金処理ができるように事務は進めていきたいと思いますが、やはり2週間ぐらいは事務手続上は必要になってきます。商品券はいつでも持ってきていただいて構いませんが、その代わりその日ごとで処理というのが事務上はできませんので、ある程度まとめさせていただきまして、そこから処理をしてお支払いするという、そこを最短にできるように事務のほうは進めてまいりたいと思っております。

○三上周治委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 追加でちょっと補足説明いたします。一応、毎日換金の申請はできますので、受け付けたものを1週間のうちの何曜日にまとめて、それでできるだけ早く換金というのを、前々からさせていただいておりますので、それで最短で換金できるような手続を以前と同じようにやっていくということでございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 今、換金受付の話が出たので。以前のプレミアム付商品券のときにも換金の受付のために度々市役所に訪れるのが大変だという声をちょっと聞いておりましたので、受付方法をもう少し、ほかの出張所ですとか、来なくてもできるようなシステムとかがもし可能であればちょっと検討いただきたいと思うんですけども。

○三上周治委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 実は以前も、昭和地区などは結構離れておりますので、そういうお声もいただいたところではございます。ただ、これ御存じのように直営でやっておりますので、できるだけその職員が受けてという形になります。なので、今のところはまとめて、御足労いただくんですが、市役所のほうで手続をしていただきたいというふうに思っております。昭和地区については、前もちょっとそういうお声をいただいたこともあって、検討は今後していきたいと思っております。

以上です。

○三上周治委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○三上周治委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

次に、報告事項(4)主要路線、河川の整備状況について当局の報告をお願いします。

土木課長。

○矢木武司土木課長 報告事項(4)市内主要路線、河川の整備状況について御説明いたします。

資料4をお開きください。

まず、主要道路の整備状況として、総社市は4路線、国土交通省が2路線、岡山県につきましては5路線上げさせていただいております。また、河川の整備状況といたしまして、総社市は2河川、国土交通省が1事業、岡山県については1事業上げさせていただいております。表にはそれぞれ計画年次、想定事業費等についても記載させていただいております。

番号については、次のページ、箇所図の番号と連動しておりますので、それぞれの箇所図等についても御確認いただければと思います。

また、箇所図の左下に凡例を記載しております。赤い色が市、紫色が国土交通省、緑色が岡山県で、それぞれ路線名及び事業名の旗上げをしております。

それでは、主要路線の総社市事業から順に御説明させていただきます。

まず、①番、東総社駅前泉本線でございます。箇所図では赤色の1番でございます。泉団地から国道180号総社・一宮バイパスを平面交差してJR東総社駅に向かって伸びる南北道であり、2車線、自歩道付きの全幅10.75mの道路を新設する計画としております。本年度は、アクセス道路の用地買収及び本線の工事を行う予定でございます。

次に、②番の刑部支線3283号道でございます。こちらについては、2車線の歩道付き、全幅9.75mの道路に改築する計画としております。この工事は令和6年度の繰越工事でありまして、遅くとも7月には完成する予定となっております。

次に、③番、(仮称)神在秦本線でございますが、今回実施するのはサントピア岡山総社の上がり口付近から北に行き、県道宍粟真備線の接続部分までの延長1,727mの一級市道秦中央本線でございます。こちらについては2車線の全幅7mの道路に改築する計画としております。本年度は北側用地買収補償と、選果場までの舗装工事を実施する予定でございます。

次に、④番の元町井手線でございます。一級市道中央井手本線から国道180号線までの延長408m、2車線歩道付きの全幅9mの道路に改築する計画をしております。この工事も令和6年度

の繰越工事でありまして、地元調整等に時間がかかりまして繰越しとなっておりますが、8月中には完成する予定となっております。

次に、国土交通省の道路事業について御説明します。

①番の5－4工区と書いてある消防署北から湛井までの1.7km区間のうち、井尻野、井山地区は用地買収の地権者協議に入っております。また、門田、小寺地区につきましては墓地移転の協議を行い、目星が立ち次第、地元設計協議に入る予定でございます。

次に、平成30年7月豪雨を踏まえた国道180号の冠水対策検討区間でございます。宍粟から種井までの紫色で示している区間が冠水対策の検討区間で、いずれも平成30年7月豪雨の折に高梁川の洪水により道路が冠水した区間でございます。

そのうちで、②番の国道180号の日羽地区から美袋地区までの区間1.2kmが、道路冠水を防ぐ目的とした国道180号総社防災でございます。作原西地区につきましては、本年度の工事は堤防の新築を行い、来年度の出水期までに完成を目指しております。作原東地区の本年度の工事は、作原東出口付近の道路かさ上げを暫定的に行うものであります。なお、作原東の工事に伴い、5月19日より令和8年3月下旬までの間、終日片側通行規制となります。

続きまして、岡山県の道路事業でございます。

①番が主要地方道上高末総社線バイパス事業で、新本の観世地区から総社市西出張所付近までの延長2.2km、幅員9.75mの道路整備でございます。本年度は西出張所付近の橋梁の前後を改良工事するとお聞きしております。

②番が県道宍粟真備線バイパス事業でございます。下原から倉敷市真備町辻田区間の現道が非常に狭いので、新たにバイパスとして延長670m、幅員9.75mを整備するものです。総社市分は延長320mでございます。本年度は道路築造及び橋梁の上部を実施するとお聞きしております。

③番が美袋井原線の水内新架橋でございます。平成29年8月に事業採択され、県道美袋井原線バイパス事業で、美袋から原に至る990m区間で、橋長が340m、全幅が9.75mの道路になる予定でございます。本年度は用地測量、地権者協議を行い、順調に進めば用地買収を実施していく予定とお聞きしております。

④番が県道総社足守線の交通安全事業で、延長2.1km、歩道付きの全幅10.25mの道路を整備中でございます。本年度は黒尾地区を工事していく予定とお聞きしております。

⑤番が新川辺橋歩道整備でございます。こちらは令和5年に被災して、現在仮復旧となっている川辺橋のルート変更に伴い、新川辺橋へ歩道を設置するものでございます。施工延長660m、歩道幅員3mを整備するものでございます。本年度の工事は、橋梁の一部区間への歩道設置等とお聞きしております。

続きまして、市内の河川の整備状況を、総社市の事業から順に御説明させていただきます。

①番が作原地区の内水対策でございます。後で御説明いたしますが、岡山県施工の浸水重点対策事業で堤防の築堤が実施されることにより、内水対策が必要なため、移動式の排水ポンプユニット

を購入するものでございます。

②番が準用河川国府川改修事業でございます。施工区間といたしましては、前川の合流地点から桃太郎線までの947m、河川幅13.4mを改修するものでございます。現在、国道180号総社・一宮バイパスの南まで完成しております。本年度は、バイパス北側の右岸を改修する予定でございます。

次に、国土交通省の河川事業について御説明いたします。

①番が清音黒田、清音古地地区の築堤、堤防強化でございます。清音古地地区につきましては浸透対策でありまして、本年度は井原線の上流を施工する予定とお聞きしております。また、清音黒田地区につきましては堤防の築堤事業でありまして、本年度は調査設計委託を実施するとお聞きしております。

続きまして、岡山県の河川事業でございます。

①番が浸水対策重点地域緊急事業でございます。こちらは美袋の下倉橋下流から作原の東入り口までと、下倉、下村地区の護岸整備及び築堤工事となっております。本年度は美袋から作原区間につきまして、作原谷付近及び作原東出口付近の築堤、護岸工事を実施するとお聞きしております。また、下倉、下村地区につきましては用地買収と築堤を施工するとお聞きしております。

総社市及び国・県の主要道路、河川事業の整備状況については以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 県の事業で、宍粟真備バイパスの事業が平成24年から始まっているんですけど、これ完成の予定はいつか、分かりますかね。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 あくまでも予定なんですけど、令和9年度の完成を目標としていただいております。

以上です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(5)総社市公営住宅等長寿命化計画(改定)について当局の報告を願います。

建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 それでは、総社市公営住宅等長寿命化計画(改定)について、概要書に沿って御説明申し上げます。

10ページ、資料5を御覧ください。

改定の概要といたしましては、平成26年に策定した計画を改定し、令和16年度までの10年間を計

画期間とした総社市公営住宅等長寿命化計画（改定）を令和6年度末に策定したもので、中・長期の見通しを基に、耐用年数を超過した住宅は集約、用途廃止、それ以外の住宅は改善や維持管理を行うといった計画となっております。

では、計画の内容について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

市営住宅の現状として、4－1に構造別建設戸数、耐用年数を、4－2には建築年度と耐用年数超過の状況を示しております。上段に示しておりますように、グラフ右端の耐火、こちらが耐用年数70年の鉄筋構造となりますが、諸上住宅、井尻野住宅、三輪住宅の72戸がこちらに該当します。また、こちら、耐用年数はまだ残り20年ある計算となっております。そのほかの長良住宅、上林住宅、浅尾住宅、中原住宅、昭和住宅が木造構造で、耐用年数は30年から45年となっております、昭和住宅を除いて耐用年数を既に超過している状況でございます。

次に、13ページを御覧ください。

5－1から5－3に課題を示しております。

先ほど説明いたしました耐用年数超過の住宅は、今後10年間で用途廃止の準備を進め、耐用年数未超過の住宅については、費用の平準化を図りながら改善もしくは維持管理に取り組むこととしております。

次に、6－1には国の指針に基づく推計方法による、将来必要と思われる住宅戸数を示しております。折れ線グラフが賃貸住宅を必要とする世帯数の推計、棒グラフが上から本市の市営住宅、県営住宅、民間賃貸住宅、持家数を示しております。試算した結果、2045年には賃貸住宅を必要とする世帯数は1,030となりますが、市営住宅を現在の335戸から耐用年数の超過していない98戸へ減少させても、受皿となる県営住宅、民間賃貸住宅の総数は1,030を上回る予測となっております。

最後に、14ページを御覧ください。

様々な指標により検討した事業手法の結果を6－2に、実施方針の結果を7に示しております。結論といたしましては、向こう10年間で建て替えや新築は実施しない。諸上住宅、井尻野住宅、三輪住宅、昭和住宅については耐用年数まで改善等を実施しながら使用、それ以外については維持管理をしながら用途廃止に向けて準備を行う。以上が最適という結果となっております。原課といたしましては、この結果に基づき、今後の市営住宅の管理運営を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 ちょっと質問なんですけれども、市営住宅に入られている方の世代とかつて大体分かりますか。

○三上周治委員長 建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 太田委員の御質問にお答えをいたします。

年齢なんですけれども、平均年齢といたしましては55歳となっております。入居については、30%が65歳以上となっております。独居率といたしましては、約4割の方がお一人暮らしという形になっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 結構、点々と市営住宅を建てられている場所があると思うんですけども、平屋の住宅が多分多い感じではあるんですけど、例えばそれをもう1棟の大きい建物にして複数人が入れるような形にしたほうが効率的だし、いろいろと後の用途も考えられるような気がするんですけど、そのまま維持管理していくほうがやっぱり財政的にいいということなんじゃないかな。

○三上周治委員長 建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 委員のおっしゃるとおり、その大きな棟を一つつくってそちらへ集約という方法もあるんですけども、一応今回の計画で試算した中では、今現在耐用年数がまだ残っている鉄筋の住宅を残しながら、ほかの木造の平屋を倒していくほうが経済的には有利であるという結果となっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 昔は、市営住宅に住まれてる方というのは若い世代、若い夫婦で子どもができて、途端にちょっと広めが欲しいとかとなった場合に住まわれるようなイメージがあったんですけど、最近はちょっと年配の方が多いということなんですけども、その辺も含めて、新しい方が総社市に転入していただく動機として、そういう市営住宅に入れるよみたいなところがあったほうが、例えば移住してこられる方が増えるであるとか、まあ住みやすいということになりそうな気がするんですけども、その点において何か対策等を考えられてますでしょうか。

○三上周治委員長 建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 市営住宅、委員の皆様も御存じかと思うんですけども、かなり老朽化しているものもございまして、正直そちらの住宅に入りたいという御要望はほぼなくなっているのが現状でございます。諸上住宅でございますとか三輪住宅といった、鉄筋でまだ新しめの建物についてはやはり御要望、先日も市外から総社市へ転入をしてくる方で、市営住宅はどういったものがありますかという問合せもございまして、諸上住宅のようなところもあるという御案内もしたんですけども、先ほどの答弁の繰り返しになるんですけども、集約して大きい物を建てるよりは、経済的には現在ある物を有効に使うほうがよいという結果が出ておるのが今回の計画でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 まあ経済的にはそうだと思うんですけども、今後総社市として考えたときに、やはりその住むところが少なくなってきているというところもありますし、そこをどうにか市、行政側がカバーしてあげることによっていろいろと人が増えたりとか子どもが増えたりとかすることもあると思いますんで、今後そういう計画をされたほうが私はいい気はしますけれども。例えば、倉敷市のほうだと市営住宅を一気に潰して新しい物に建て替えて若い方が入られたという事例もあつたりしますんで、そういうふうな方向にかじを切られてもいいんじゃないかという個人的な意見ですけれども、いかがでしょうか。

○三上周治委員長 建築住宅課長。

○林 輝昭建築住宅課長 ありがとうございます。委員のおっしゃることももちろん分かりますので、今回の計画が全てで、もう必ずしもこの方向にかじを切っていくというものでもございませんので、この計画を基に、また今後、市の財政状況も見ながらそういった方向もできるかどうかというのは検討しながら管理運営してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時19分